

盛岡市地域みらい農業人材支援事業補助金交付要綱の審査に関する取り決めについて

（令和 6 年 5 月 30 日 市長決裁）

1 補助金の目的

「盛岡市地域みらい農業人材支援事業補助金交付要綱（令和 6 年告示第 298 号）第 1 の規定（抜粋）」

離農の抑止を図るため、農業者又は農業の多様な担い手が地域みらい農業人材支援事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 審査方法

上記補助金の目的を踏まえ、交付の決定を行うものとする。ただし、予算額を超える交付の申請があった場合は、次により審査及び交付の決定を行う。

- (1) 補助金の交付の申請をした者全てを次表に基づきポイントの高い順に並べ、ポイントが上位の者から順に予算の範囲内で決定する。
- (2) 同一ポイントの者が複数いる場合には、自己負担額の大きい順に予算の範囲内で決定する。

基準	ポイント
1 現有機の製造年からの経過年数（複数購入又は修繕する場合は、最もポイントが高い農業用機械等について加算の対象とする。） (1) 7 年以上 14 年未満 (2) 14 年以上 21 年未満 (3) 21 年以上	4 6 8
2 農業経営の過半が次のいずれかの傾斜条件を満たす場合 (1) 田で 1/100 以上又は畑、草地及び採草放牧地で 8 度以上 (2) 田で 1/20 以上又は畑、草地及び採草放牧地で 15 度以上	1 2
3 農業経営が次の条件を全て満たす場合 (1) 1 区画あたりの平均面積が 20 アール以下 (2) 30 アール未満の区画の合計面積が農業経営面積の合計面積に対して 80% 以上	2
4 農業経営面積が 30 アール以上	1
5 過去 3 箇年における当該事業の活用実績が無い	2
6 農業用機械及び施設の購入（中古は除く。）	1